

# 36協定の本社一括届出手続の 要件見直しに係る対応状況について

---

令和2年2月25日  
厚生労働省労働基準局監督課

# 36協定の締結について

## 【締結単位と締結当事者】

- 時間外労働・休日労働に関する労使協定（36協定）は、事業場（※）ごとに各事業場の職場の状況に応じて作成するべきものであることから、使用者と、各事業場の労働組合又は過半数代表者との間で締結する必要がある（労働基準法第36条第1項）。

（※）事業場は労働基準法の適用の単位であり、労働基準監督署では、管内の事務所や店舗等を事業場単位で把握している。

## 【企業単位の労働組合がある場合】

- 企業単位で結成された単一組織の労働組合（※1）も、当該労働組合の組合員が労働者の過半数を占める事業場についての協定の当事者となることが認められている（※2）ため、当該事業場については、当該労働組合と一括で各事業場の36協定の締結を行うことが可能。

（※1）数個の事業場を包含する企業単位で結成された労働組合が当該事業場の過半数の労働者を擁している場合に限る。

（※2）たとえ当該事業場に支部等がなくても当該労働組合が協定当事者となるべきであると解釈されている（昭和36年9月7地基収第4932号、平成11年3月31地基発第168号）。

## 現行

### 【締結当事者】過半数労働組合a（本部）

A支店：過半数労働組合a  
B支店：過半数労働組合a  
C支店：過半数労働組合a  
D支店：過半数労働組合a

各事業場分の協定を締結  
締結当事者は同一

A  
協定

代表者等  
（本社）

事業場数分  
作成・届出（※）



※一括届出（電子申請）の場合は、1度のフォーム（協定届様式+事業場一覧）の作成・申請で足りる。

## 【参照条文】

労働基準法（昭和22年法律第49号）

（時間外及び休日の労働）

第三十六条 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間（以下この条において「労働時間」という。）又は前条の休日（以下この条において「休日」という。）に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

# 36協定の届出について

## 36協定の届出

36協定は労務管理の単位である事業場ごとに締結し、事業場を管轄する労働基準監督署に届け出ることが必要。

## 36協定の本社一括届出（※1）

複数事業場を有する企業の本社（本社機能を有している事業場）と各事業場の協定の内容が同一である場合（※2）は、これらの協定を、本社を管轄している労働基準監督署に一括して届け出ることができる。

（※1）

労働基準局長通知（平成15年2月15日付け基発第0215002号「時間外・休日労働協定の本社一括届出について」）にもとづくもの。

（※2）

上記の通知にて、様式における記載事項のうち、次の項目以外の事項が同一であることを要件としている。

「事業の種類」

「事業の名称」

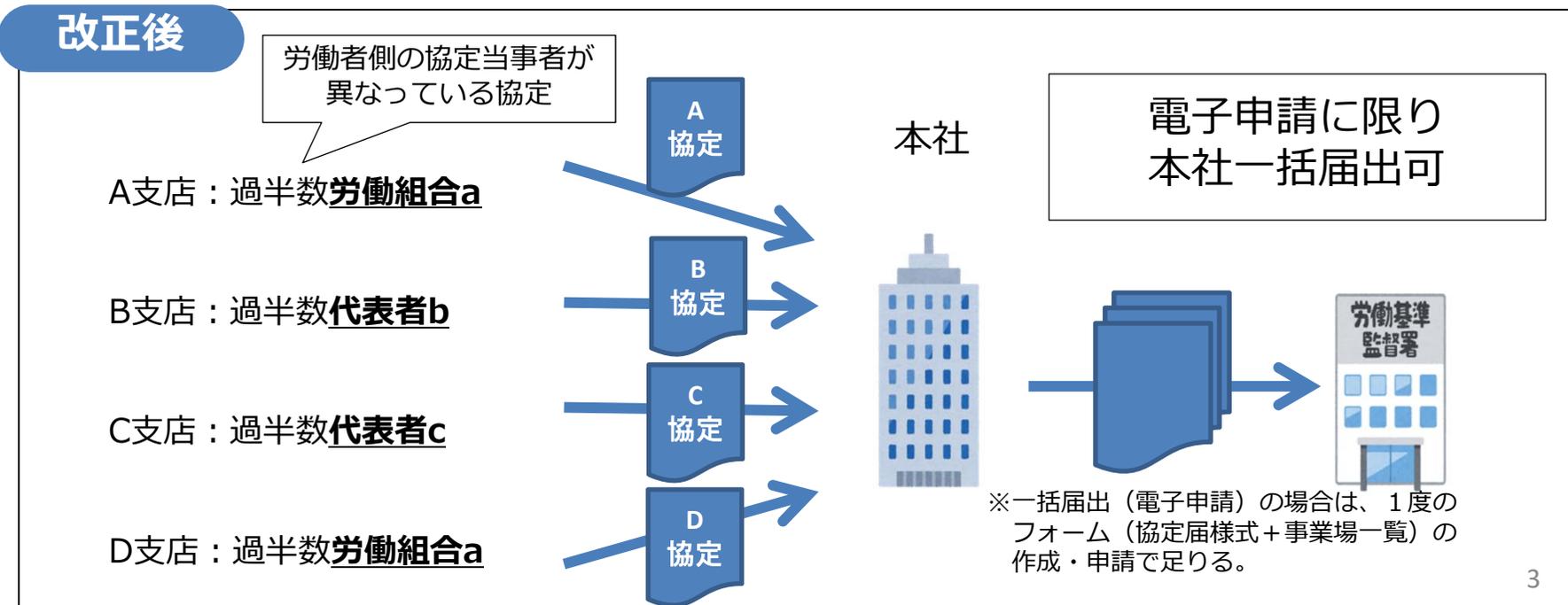
「事業の所在地(電話番号)」

「労働者数」

# 36協定の本社一括届出の要件見直しについて①

**現行：**「協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名及び氏名」もすべての協定について同一であることが本社一括届出の要件。  
⇒よって、使用者と各事業場の過半数を組織する労働組合（本部）が締結した協定のみ本社一括届出が可能。

**今後の対応：**システムを改修し、電子申請による場合に限り、労働者側の協定締結当事者が事業場ごとに異なっても、本社一括届出を可能とする。



# 36協定の本社一括届出の要件見直しについて②

## ○協定様式の項目ごとの同一要件

協定様式の項目	従来	見直し	備考
事業の種類	○	○	
事業の名称	○	○	
事業の所在地	○	○	
協定の有効期間	×	×	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由	×	×	
業務の種類	×	×	
労働者数	○	○	
延長することができる時間数	×	×	
休日労働をさせる必要のある具体的事由	×	×	
所定休日	×	-	改正労基法の新様式で任意項目となった。
労働させることができる法定休日の日数、始業及び終業の時刻	×	×	
協定の成立年月日	×	×	
労働組合の名称又は過半数代表者職名・氏名	×	○	各事業場の労働者側の協定当事者が異なっても一括届出が可能となることに伴う変更。
過半数代表者の選出方法	-	○	過半数代表者が労働者側の締結当事者となることが可能となることに伴う変更。
使用者職名・氏名	×	×	

※各協定様式で項目や名称は少しずつ異なっているが、ここでは概ね主要な項目を列挙している。

- ：事業場ごとに異なっていて差し支えない
  - ×
- ※事業場ごとに同一であることが必要

## ○届出方法による事務負担の比較

	概要	必要な作業 (例：50の事業場を有する会社)
通常の届出（書面）	各事業場分の協定届を作成し、各事業場を管轄する労働基準監督署に届ける。	50事業場分の協定届を作成、届出
一括届（書面）	各事業場分の協定届を作成し、事業場の一覧を添付した上、本社事業場を管轄する労働基準監督署に届ける。	50事業場分の協定届+事業場一覧を作成、届出
一括届（電子申請）	電子申請システムの協定届様式のフォームに各事業場で同一となる項目を入力するとともに、事業場一覧に事業場ごとに異なる情報を入力し、システムで申請を行う。	1度のフォーム（協定届様式+事業場一覧）作成、申請 ※現在、一括届で一度に届出ができる事業場数の上限は50

- ・一括届出の要件見直しに先駆け、今後、電子申請で受領できるデータの上限を**20MB**から**99MB**に引き上げることとしている。
- ・このことにより、一括届で一度に届出ができる事業場数の上限は現行の**50**から**引き上がる見込み**。  
(※事業場数の上限は添付ファイルの有無や容量による)

### (参考) 就業規則の本社一括届出

- ・就業規則についても、各事業場で本社と同一の内容の就業規則を採用する場合は本社一括届出が可能となっている。
- ・就業規則も、一括届出可能な事業場数の上限が引き上がる。